

就学援助制度について

水落 孝子

〔質問〕日本国憲法及び教育基本法でも規定され、さらに国際人権規約でも批准されている「義務教育費無償」について、実態は無償とはかけ離れ、父母負担に依存しているのが現状である。そこで、

- ①本市における年間の父母負担額
- ②就学援助認定者数
- ③平成22年度からクラブ活動費・PTA会費・学級会費が援助の対象になったことから、本市でも支給対象にすべきでは
- ④援助を申請して認定されなかった人数の推移
- ⑤収入基準をあげる必要について

以上5点について伺う。

【その他の質問】
○TPPへの参加について
○国民健康保険制度について

〔答弁〕【課長】①学校に納める父母負担額は、学校間あるいは学年間によって違うので、小学校1年生、それから中学校1年生の場合について年間平均額で申し上げますと、小学校では平均8万7千円、中学校では平均18万1千円、この中には給食費も入っている。
②就学援助認定者数は、12月1日現在、要保護小学生5人、中学生3人、準要保護小学生164人、中学生113人となっている。
③現在対象になつていないクラブ活動費、P

TA会費、学級会費等については、他市町の動向を踏まえ検討したい。国が平成22年度から、新たに対象に加えた要保護には扶助費を出すことにしているが、教育扶助の中に入っているか否かについては、福祉事務所での把握になるので、教育委員会では把握していない。
④申請して認定されない件数は、平成20年度は8件、平成21年度は10件、平成22年度は24件で、所得オーバーがほとんどである。オーバー額の最低は、20年度で28万円、21年度で55万円、22年度で9万円だった。
⑤収入基準を上げることについては、今のところ考えていない。



戸別所得補償モデル事業について

四 竈 英 夫

〔質問〕今年の天候は、春先の異常低温に始まり、夏は一転猛暑続き。そして秋は長雨、さらに、米価の大幅下落で、まさに、農家にとって「ダブルパンチ」を受けた感じである。

こうした中で、新たに始まった「戸別所得補償モデル事業」は農家の所得を補てんする事業として期待がかけられているが、農家に対してどれだけ理解が得られたか。また、事業を進める上で、どのような問題があったのか。来年に向けての改善点や、県・国に対しての要望事項などは見えてきたのか。農家がこの制度の恩恵を享受するためには、どのような進め方をすれば

良いと思われるか伺いたい。

〔答弁〕【部長】戸別所得補償モデル事業に加入した農家は、水田農業者数2千155人のうち、12月10日現在、63・6%の方が、加入申請を行い、年内に交付される予定となっている。

苦労した点は、農業政策が大きく変わり、集団補償から戸別補償への転換、国が直接支払う国直轄事業に変わったということである。もう1点は、生産調整と水田活用が分離されて、作らない農業から作る農業への転換が図られたこと。そのことにより、食糧自給率の向上を図ることとしたところである。また、販売農家が対象

となることから、販売目的以外については対象外になったこと。

以上のような改正により、制度を理解していただくことが非常に難しかったという事である。

第2点は、自己責任において申請を行うことになった事。

第3点は、申請事務は、加入申請、交付申請と添付書類の作成と提出書類が非常に多くなったことである。

また、水田活用事業は、生産物を販売することが必要であり、自家消費作物は認められなくなったことなどである。

改善点としては、申請の簡素化と国の情報の共有化を行い、連絡を密にするということとを要望していきたいと考えている。